

鳴門市こども計画策定支援業務仕様書

1 業務名

鳴門市こども計画策定支援業務

2 業務の目的

令和5年4月に施行されたこども基本法第10条において「市町村こども計画」の策定が努力義務化されたことから、本市のこどもや若者、子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国のこども大綱や徳島県のこども計画を勘案した「(仮称)鳴門市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定する。(計画期間:令和8年度から令和11年度まで)本計画の策定にあたっては、こども基本法及びこども大綱の趣旨から、アンケート調査によりこども・若者等の意見を聴取し、計画に反映するものとする。

令和7年3月に策定済みの「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照し、上位計画である第七次鳴門市総合計画や、地域福祉計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市の実情に即した実効性の高い計画を策定することを目的とする。

3 留意点

本計画は、次のとおり、新たに①の計画を内包した「市町村こども計画」を策定するものである。既に策定済みで③④を内包している②の計画を活かし、新たに策定するこども計画の一部とする考え方とする。

また、策定にあたっては、国の「こども大綱」を勘案するとともに、国・県のこども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等も十分留意することとする。

- ① こども・若者計画(こども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画)
- ② 第3期子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に基づく計画)
- ③ 子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく計画)
- ④ 次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画)

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) アンケート調査の実施

こども施策の検討及びこども計画策定の基礎資料とするため、こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、こども・若者等の意見聴取の手法としてアンケート調査を実施し、結果を報告書及び会議資料として使用できるよう取りまとめる。

① 調査対象者・標本数(予定)

調査対象者	標本数
(a)小学生(4年～6年生)	約 1,100 人(全数調査)
(b)中学生(1年～3年生)	約 1,200 人(全数調査)
(c)高校生(1年～3年生)	約 1,200 人(全数調査)
(d)若者年代(市内在住の19～29 歳)	約 4,200 人(全数調査)
(e)子育て支援に関わる事業者	約 100人

※(c)については、鳴門高校・鳴門渦潮高校の生徒全員

※(d)については、本市が住民基本台帳から対象者を抽出する。

※(e)については、市内保育施設や放課後児童クラブ、こどもの居場所づくり関連団体を想定

② 調査方法

Web回答方式とし、調査対象者には2次元コードが記載された案内通知(チラシ)を配布・郵送する。受託者はパソコン、スマートフォン、タブレット端末から回答できるようにWebフォームを作成すること。作成にあたっては、回答者の答えやすさに配慮した設問構成やレイアウトを工夫し、回答者の負担を少しでも軽減することで、回収率の向上に努めることとする。

③ 調査項目の企画・設計

国及び県の指針等との整合性に配慮しながら、国や他の自治体の類似調査を参考に設問設定を行い、本市の現状を踏まえた市独自の設問を含む内容や設問数について市と十分な協議の上、受託者が作成する。

【留意事項】

- ・ 設問案については、こども基本法第11条に規定するこども施策に対するこども等の意見の反映に資するものとする。
- ・ 共通項目に加え、それぞれの区分に応じた設問となるよう、内容や表現を工夫すること。
- ・ 鳴門市児童福祉審議会の議論等を踏まえ、市と十分協議の上、決定すること。

④ 案内通知の配布・郵送

学校等を通じて対象者に配布する。ただし、上記①に記載の対象者のうち(d)の若者年代については、個別に郵送するものとする。

⑤ 業務の分担(委託の範囲)

項 目	受託者	市
対象者の抽出・宛名ラベルの作成・受託者への提供		○
案内通知(チラシ)の作成・印刷	○	
Web 調査回答フォームの作成	○	
案内通知(チラシ)の配布 ※対象者(a)～(c)及び(e)		○
案内通知(チラシ)の発送業務(郵送料含む) ※対象者(d)	○	
回収アンケートのデータ集計・分析	○	
調査報告書の作成	○	

⑥ 調査データの集計・分析

アンケート調査の対象、種類、項目ごとの単純集計及びクロス集計、図表化等により調査結果を整理のうえ、分析を行う。

⑦ 報告書の作成

アンケート調査の結果を報告書として作成する。（「6 成果品」のとおり）

（2）現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び本市が実施している子ども・子育て支援事業計画に基づく事業、その他関連施策の実績評価などを整理し、国のこども大綱及び徳島県こども計画を踏まえたこども施策に関わる本市の課題を整理する。

（3）計画骨子案・計画案の作成

既存の本市のこどもに関する計画や第7次鳴門市総合計画等の関連計画に加え、国のこども大綱や徳島県こども計画と整合性のとれた計画構成、内容、施策体系の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。なお、計画案は、鳴門市児童福祉審議会の意見および審議結果等に基づき、適宜補修正を行うこと。

（4）会議の運営支援

鳴門市児童福祉審議会の開催（令和7年度は3回程度：8月・11月・2月を予定）にあたり、資料作成、必要な助言等の会議運営支援を行う。会議当日は担当者がオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに議事録を作成し、討議結果をその後の作業に反映させる。

（5）パブリックコメントの実施支援

計画案に関して本市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

（6）計画書及び概要版等のデータ作成

確定した計画の計画書及び概要版、こども向け周知広報用チラシのデータを作成する。作成にあたっては、こどもや一般市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトなどを工夫すること。

（7）情報の収集及び提供

こども施策に関する動向は目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。法律や制度の動向を把握し、計画策定に波及する可能性がある事案が生じた場合は、速やかに市へ情報提供を行うとともに、計画案への反映方法の検討等に柔軟に対応すること。また、他自治体の動向や取組状況等についても、必要に応じて情報提供すること。

6 成果品

以下の電子データはCD-R又はDVD-Rにて提出するものとする。

(1) アンケート調査

アンケート調査報告書(A4版):50部及びデータ納品

(2) 計画書

① 計画書(A4版80頁程度、表紙4色・本文1色):200部及びデータ納品

② 概要版(A4版8頁程度、4色刷):データ納品

③ こども向け周知広報用チラシ(A4版2頁(両面)、4色刷):3,500 部及びデータ納品

(3) 計画策定支援のために作成した資料、報告書で本市が必要と認めるもの。

7 その他

(1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等秘密事項について、第三者に漏らしてはならない。

(3) 本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて本市に帰属するものとし、本市の許可なく外に利用、公表または貸与してはならない。

(4) 受託者は担当課から申し出があった場合、担当課に出向き調整等を行うものとする。

(5) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

(6) その他、本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者双方の協議のうえ決定するものとする。